

■研究ノート

発達障害者に対する日常生活スキルへの支援について 横浜市自立生活アシスタント事業を中心に

逸見 紀子*

Supporting daily living skills for people with development disorder
A support system in Yokohama

Noriko HEMMI

キーワード：発達障害，知的障害を伴わない，日常生活スキル

development disorder, without intellectual disability, daily living skills

1 はじめに

2005年発達障害者支援法が施行され，年々発達障害者に対する社会の関心が高まっている。さらに2011年障害者基本法の改正により，発達障害が精神障害に含まれることになった。これまでの障害者支援は，早い時期に法制度の確立がなされた身体障害や知的障害が中心であった。そのため発達障害者は，支援の必要性があっても「制度の谷間にあった」（中山2006）と言われていた。しかし法整備が進んだことにより，現在は発達障害者においても他の障害者と同様に行政支援が受けられるようになってきている。

このように発達障害への周知が進むことで乳幼児期のみならず，成人になってから診断を求め医療機関を受診するケースや，各相談支援機関につながるケースなどがみられるようになった。それに伴い医療だけでなく教育，福祉，労働分野など様々な場所で，発達障害者が支援を受けられるようになってきている。

発達障害者への支援は，様々な方法が紹介されている。幼少期に早期に発見された場合，療育施設等で発達を促

すための支援を受けている。例を示すと，「TEACCH」「ABA（応用行動分析）」「PECS（絵カード交換システム）」「SST（社会生活訓練）」（平岩2015）などがあり，障害特性であるコミュニケーションの苦手さや対人関係の未熟さなどに対しアプローチされる。このように支援の多くは，幼少期を中心に早期発見・早期からの療育支援がおこなわれている。

しかし幼少期に発達障害に気づかれない，あるいは乳幼児健診等で発見されない人は，いつ支援に結びつくのだろうか。「生活の中でさまざまなストレスやトラウマを経験し，反応性の精神変調をきたして成人期にはじめて精神科を受診するケースが，近年実に多い」（本田2017）という指摘や地域障害者職業センターを利用した発達障害者数の増加の報告（井口・齋藤2014）から，社会生活上何らかの問題が生じた時，発達障害者は支援に結びつく傾向がある。

とりわけ成人期の発達障害者にとって，職を得ることは関心が高い。彼らが就労を目的に支援を受けようとする場合，様々な就労支援機関を利用することになる。しかし利用者の中には，「挨拶ができない」「約束の時間に遅れる」「食事をとっていない」「体が臭う」など，身だ

* 愛知県立大学人間発達学研究科 博士前期課程在籍

しなみや生活習慣の乱れなど就労以前の問題を抱えている人がいる。このような問題がある場合、本人の主訴が就労に関することであっても、すぐに就労に結びつくことは難しい。では就労から遠いと判断され、特に日常生活に課題がある場合、どのような支援がおこなわれているのだろうか。

発達障害者支援の制度的な取り組みは、始まって10年であり、おこなわれてきた支援方法の検証が充分なされていないとは言えない。それに加え従来の障害者支援は、身体障害、知的障害の特性に応じた内容が中心であったため、発達障害者に特化した事業所や専門的な支援に精通した支援者が少ない。そのような状況の中で発達障害者は、必要な日常生活課題への支援を受け、自身が望む就労や人生をおくることができているのか、支援状況の検討が必要である。

本稿では、発達障害者の中でも特に幼少期に診断や療育を受けていない、知的障害を伴わない発達障害者に焦点を当て、日常生活スキルの支援についての現状と課題について考察していく。知的障害を伴わないことで発達障害に気が付かれなかった人は、「本来であれば成長とともに身につくはずの言葉や社会性、感情コントロールなどが、未成熟、アンバランスになる」(星野2017) ことにより社会不適応になりやすい。さらに社会不適応から精神疾患を発症するリスクがあるため、彼らへの支援は取り組むべき課題である。

研究方法は、先行研究で実施されている支援と既存の先進的な支援について調査し、今後の課題を検討する。まず第2章で発達障害者と生活スキルについて整理し、次の第3章で先行研究から見た支援の概要を述べる。第4章で生活スキルへの支援を実施している横浜市の制度について分析する。

2 発達障害者と生活スキル

ローナ・ウイングは、自閉症スペクトラム障害 (ASD) の主要な3つの症状、すなわち「社会的相互交渉の障害」「コミュニケーションの障害」「想像力の障害」を、3つ組の障害と定義した。他にも「感覚の偏りや不器用といった運動面の問題が明らかである」(黒田2015) というよ

うな、感覚過敏・鈍麻や協調性運動の苦手さを発達障害者は持っている。

発達障害者の生活スキルについて、「整理整頓ができず、忘れ物が多い。低すぎる生活技術、時間やお金の管理が難しい、偏食」(星野2017) であるとの指摘がある。また「幼児期から成人期までの日常生活スキルが低いと確認された」(武部・藤野2018) や、「仕事そのものよりも職業生活を営む前段階でのライフスキルが十分獲得できていないことが課題」(梅永2017) など生活スキルに着目した研究が積み重ねられている。また実際に支援機関を対象とした研究では、「半数以上の支援機関が対人関係 (74.88%)、生活リズム (61.84%)、金銭管理 (52.12%) に関するスキルの支援や・指導の必要性があると感じている」(萩原・鈴木・肥後ら2014) というように、支援者側からも生活スキルに対して当事者に課題があることが認識されている。

このように発達障害者は、生活を営むための日常生活スキルが低いことが指摘されており、その知的能力に比べて、日常生活上の問題を抱えやすい人たちだと考えられる。さらに「発達障害の人の困難の多くが日常生活の中で出現する」(内山ら2017) という視点は重要である。しかし生活スキルの低さが日常生活の中で困難をうむことが明らかになっているが、その対策について述べられている研究は少ない。

生活スキルが低いことは、どのような問題を引き起こすのか。「ものをなくしやすい、計画の変更ができない、時間の管理ができない、などは大人社会の信用を欠くものである」(田中2014) との指摘のように、社会の信用を欠くことは、就労においては大きなマイナス要素となる。就労の場では、様々な立場の人と人間関係を構築し、コミュニケーションをとっていく必要がある。また仕事を遂行する上で優先順位を決め、同時に複数のことを処理していくなど高度なスキルが求められる。それゆえ学生ときには気が付かなかった発達障害の特性が就労場面で大きく表れ、叱責されることが多くなる。「ADHDにおいて成人期に不適応となって、うつ病や不安障害などを発症する」(宮尾ら2017) 問題や、「失敗を重ねて不適応となって仕事が続けられなくなったり、さらに引きこもりになったりする」(宮尾ら2017) という指摘のように、成人期に診断を受ける発達障害者の多くは、職

場での不適応が原因でうつ病などの二次障害を主訴として受診するケースが多いことがわかっている。

就労を継続するためには、生活スキルの有無は深く関わっており、「職業的自立を果たすためには、その影響要因としての自立した生活ができていないこと、すなわちライフスキルを獲得しておくことが望ましい」（梅永2018）との指摘のように、特に生活スキルがない発達障害者への支援の重要性は高いと考えられる。成人の発達障害の診断について、「発達障害の要因がどの程度その人の精神状態および生活の質に影響を及ぼしているか」（本田2017）の視点は、仮に発達障害の特性があるとしても、支援が必要な人と社会生活にうまく適応し支援の必要のない人がいるということである。発達障害の特性を持ち、困難な状況になっても、生活上の適切な支援があれば社会生活適応の可能性は高い。

また発達障害には、幼少期からの長い睡眠時間など睡眠障害についての指摘（中川2015）があり、決まった時間に起床するというような規則正しい生活リズムが整いにくい状態である。さらに発達障害者が安定した生活を送るための要因として、「基本的な生活スキルが身についていること」（日本自閉症協会ガイドブック）とされ、基本的な生活習慣を維持できることは生活の質にも影響を与えることがあり重要である。

幼少期と違い生活スキルが低い状況は、周囲からの評価を低くしてしまい、叱責や孤立を招く。さらに自己肯定感を低くしてしまう。このように生活スキルが低いことは、日常生活だけでなく自己肯定感の低さなど心理的側面にも影響を与えている。

2-1 知的障害を伴わない発達障害を持つ若者の問題

就労を継続するためもしくは職に就く場合、安定して日常生活を過ごせることが大前提である。しかし先行研究によると、「知的遅れのない自閉症スペクトラム障害の日常生活スキルが低い領域でありサポートが必要」（武部・藤野2018）とされている。つまりその知的能力に比べて、基本的な日常生活上の問題を抱えやすい発達障害者がいることがわかる。彼らは、知的障害を伴わない故に、周囲から社会のルールや常識を理解しているとみなされてしまう。しかし「暮らしの中で自然に生活習

慣や一般常識を身につけることが、簡単でない」（梅永2015）というように年齢や知的能力に比べ、日常生活に必要な生活スキルが不足しているという指摘がある。また「自閉症スペクトラムの特性ゆえに就労継続や就労活動での困難が生じていることがある」（来住2017）と論じられるように、就労というライフステージの変わり目において、より困難が生じやすい。よって知的障害を伴っていない発達障害者は、就労時などに問題が大きくなりやすいこと、さらに日常生活が整いにくいことが、さらに就労にマイナスの影響を与えることから、日常生活スキルの問題は見過ごせないものだと考えられる。

知的障害を伴わない発達障害の若者に焦点を当てるのには、2つの理由がある。1つ目の理由は、「青年期・成人期は、子ども時代よりも応援する人たちが圧倒的に少ない」（田中2014）という指摘の通り、乳幼児期や義務教育課程で手厚くおこなわれていた配慮が、成長し時期が過ぎると少なくなってしまう。そのため必要な支援が届かない可能性が高いと予想される。2つ目の理由として、知的障害を伴わない発達障害の若者の場合、対人関係のつまずきや生きづらさが表面化してくるのは、大学進学、就職など環境の変化が起きる時が多い。特に問題が大きくなるのは、就職し職場環境に適応できない時である。

発達障害があり就労支援機関で就労支援を希望する利用者の変化について、「知的障害を伴わない人が増えてきており年々高学歴化している」「成人期になってから発達障害の診断を受けている人が多い」「大多数は自閉症圏（高機能自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー障害）」（志賀2014）と報告されている。このことは発達障害であっても幼少期に周囲に気がつかれず、また学業には問題がなかった群の存在を示している。特に大学などの高等教育に進学する学生は、増加傾向にあり注目されている。日本学生支援機構の2018年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書によれば、大学に在籍している障害がある学生30,109人のうち、発達障害がある学生（診断あり）は、5,063人となっている。2006年は127人であったことから、学生数が大きく増加していることがわかる。このように高等教育機関に進学する発達障害者が増えたことで、大学生生活の困り感と適応に關す

る研究（八木2016）や障害のある学生の大学生生活のつまずき（布川・村山2017）の報告など、大学生生活の様々な問題が指摘されるようになった。

「発達障害に対する本人や保護者の気づきは、幼少期から成人期以降とばらつきがある。高等教育機関に進学したという実績が逆に特性への気づきを遅らせてしまう」（小笠原・村山2017）という指摘や、「知的障害のない発達障害において、その障害は社会との摩擦をとおして意識される」（中田2018）の通り、本人や家族などがいつ特性に気づき支援を受け入れるかは、ケースによって多様である。発達障害児への早期療育の重要性とその効果は実証されており、支援を受けることにより日常生活や社会生活に適応できるようになる。しかし、知的障害がない発達障害を持つ若者の場合、いわゆる障害がない定型発達とみなされ、学業上大きな問題がなければ表面上は、問題がないように思われる。「大人になるまで見逃されやすい発達障害者は特有の生きづらさを抱えているが、自分の発達障害の存在は自覚していない」（星野2017）と指摘があるように、本人でさえ、自身の生きづらさの根底に発達障害が影響しているとは考えない。それゆえ支援の必要性に気が付かず、自ら支援を求めることが難しいと考えられる。

発達障害者は目に見えない障害のため、周囲から年齢相応の能力や社会ルール身につけていると認識されてしまうことがある。また「何らかの障害のある青年が適切な支援を受けられないまま育った場合には、行動上の問題や精神疾患を示す」（小林2015）とおおり、二次障害の多さも課題である。本人や家族が障害に気が付かない場合、早期の支援を受けていないと考えられる。また障害に気が付かないことで、自ら支援を求めにくい状況である。支援を受けにくい状況は、日常生活での困難さをますます強めてしまう可能性がある。

2-2 知的障害を伴わない発達障害を持つ成人の特徴

「成人期以降の発達障害者の相談支援・住居空間・余暇に関する現状把握と生活適応に関する支援についての研究」（辻井ら2013）によると、成人期以降の発達障害者が利用する各支援機関を対象とした相談内容の調査では、調査対象の8割の専門機関で職場の同僚や地域住民

等の人との関わりに関する相談を受けていた。また半数以上の機関で生活リズムに関する相談、4割を超える専門機関で金銭管理の相談を受けていることが報告されている。

このように発達障害者本人や家族から、人との関わりや生活リズム、金銭管理など成人であればできて当たり前と思われることに悩んでいることがわかる。このことは、発達障害の特性を持ちながら生活している中で生じている困難さの表れであり、青年期から引き続いている生活のしづらさだといえる。30代40代の発達障害者のライフステージの想定されるポイントとして、「安定雇用に向け後方支援と親自身の老後を考える時期」「親亡き後を考え自立の実現時期」（市村2014）と述べている。親や家族と同居していることで、幼少期より発達障害者は、生活の中で苦手さがあっても様々なサポートを受けられることができるが、その親が齢を重ねていき、必要であった家族からの支援が難しくなることが予測される。そのため親がサポートできなくなった時、成人期の発達障害者が、日常生活の支援をどのように受けることができるのかが大きな課題である。

2-3 就労支援機関の限界

安定した生活を営むためには、就労し収入を得ることは必須である。障害者雇用は、2018年精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率も2.2%に定められた。法定雇用率が上昇したことで「精神障害者を積極的に採用していかなければ雇用率を満たしていくことはすでに難しい状況」（山岡2019）であり、障害者の就労の伸びや当事者の関心も高い状況である。

就労支援をおこなう支援機関は、従来のハローワークや若者サポートセンターといった公的機関だけでなく、障害者総合支援法に福祉サービスとして位置付けられた就労移行支援事業所など直接支援を行う事業所等が増えてきている。就労移行支援事業所は、障害者手帳を所持していない場合、発達障害の診断書や精神科受診時に使用する自立支援医療証でも利用が可能である。つまり障害者手帳を所持することに抵抗感を感じる利用者も受け入れることができ、障害者の就労支援は様々な場所でおこなわれていることになる。支援提供場所は増えている

が、対象者を大学卒業後3年以内や概ね35歳未満など年齢制限がある支援事業では、成人期にある発達障害者は利用することができない。さらに大都市など限られた地域で実施される支援があり、希望しても利用できない状況は、支援資源の地域格差があるといえる。

武藤（2015）は、京都障害者職業センターの利用者像を3つのタイプに分けている。1つ目は就労経験の少ない若年層、次に相談に至るまで引きこもり経験の長い層、3つ目に30代後半以降の職歴があるものの、継続して働くことへ困難性の高い層と分析している。発達障害支援センターの相談者を報告した西村（2015）は、相談者を5つのタイプに分類した。1つ目は自己認知ができており、障害者手帳取得者であり、このタイプの相談が最も多いとしている。2つ目は自己認知ができていないが、障害者手帳はない者、3つ目が障害への受け入れはあるが、職場への障害開示はしない者、4つ目が障害への受け入れがない者、5つ目が障害支援になじみにくい者と分類している。このような分類から就労支援機関には、職歴の有無や障害受容の有無など、様々な背景がある発達障害者がいることが予想できる。

発達障害特性も個人により強弱があり個性が高く、そのひとりひとりに合わせた支援をする必要がある。つまり「知的障害を合併しない発達障害者の登場により、就労相談の場ですべての過程をカバーする必要性が生じてきた」（志賀2012）というように、就労支援機関の相談や情報提供といった一般的な支援だけでは、就労という本来の目的を果たせなくなっている。このように既存の就労支援機関では、発達障害者など利用者が多様化し、様々な利用者を引き受けることとなってしまっている。長期の引きこもりや障害受容のないものなど「日常生活の立て直しや社会関係作るスキルなどの生活基礎訓練なしには職業訓練に入れない人」（望月2015）のように、就労だけでなく利用者の状況に応じて日常生活に問題にも対応することとなってしまっているが、その支援は不十分である。

2-4 障害者への日常生活支援

就労支援機関での支援が不十分であるならば、日常生活に課題がある障害者への支援はほかにどのようなもの

があるのだろうか。障害福祉サービスでは、ヘルパー派遣は良く知られた制度である。具体的には自宅に有資格者のヘルパーが訪問し、障害者本人のための調理や掃除、洗濯などをおこなう。この制度は、派遣時間数や支援内容は計画書に沿って実施されることになっている。また2018年4月障害者総合支援法の改定により新たなサービスが創設されている¹⁾。それは1人暮らしを希望する障害者に対して、定期巡回などを通じ食事や洗濯などの家事や体調の変化の確認など生活全般において相談や助言を行う「自立生活援助」である。これは自宅にヘルパーが訪問し、調理や洗濯など日常生活の支援が行われていた従来の支援とは違い、障害者の一人暮らしを想定し、体調管理など生活習慣に関することから近所付き合いや受診同行など社会関係を含めた支援になっていることが特徴である。障害者と同年代を比較すると、親など家族と同居している割合が高いことがわかっている。しかし同居家族や本人の高齢化の課題が多く指摘され、特に親亡き後の生活の不安は大きい。そのような問題がクローズアップされる中、障害者が地域で一人暮らしでも安心して暮らすために生まれた障害福祉サービスである。

しかし日常生活の支援は幅が広く、何をどこまで行うのか、その方法など支援の線引きが難しい。また個人の習慣や社会のルールなどの多様な事柄をどのように支援していくのか、その効果的な方法についてわかっていないことが多い。また支援できる制度ができていないが、実際にどのような内容で支援が行われているのか十分な検討がなされているとは言えない状況である。

3 発達障害者に対する生活支援

発達障害者は、日常生活に課題を抱えやすい指摘があるが、それに対する既存の支援はどのような研究がなされているのか。発達障害者に対する生活支援の現状についてその傾向を把握するため、CiNiiで論文検索を行った。「発達障害 生活 支援」のフリーワードで検索を行い、日本語で書かれた論文を抽出した。検索対象期間は、2015年1月から2019年6月とし133件が該当した。その中から、対象が成人でなく知的障害を含む研究、対象者に直接支援を伴わない研究を除外した。133件のう

表 1 抽出した論文の概要

支援対象者	実施主体					支援提供場所	支援機能分類					支援内容
	教育	医療	行政	民間団体	企業		生活関連	就労関連	社会関連	学業関連	自己理解	
津山市圏内在住の発達障害者 20代から30代	○					記載なし	○					健康料理教室を年8回開催し参加者の立場に立ったレシピの考案
知的障害を伴はない広汎性発達障害の診断がある16歳以上の成人	○					大学内調理室	○					健康料理教室を月1から2回実施。階井
津山市圏内在住の発達障害者 20代から30代	○					記載なし	○					健康料理教室を年8回開催し参加者の理解しやすいレシピの再考案
X病院に通院中の平均年齢31.5歳の発達障害者		○				精神科デイケア			○			成人発達障害専門プログラムを週に1度計24回実施
津山市圏内在住の発達障害者 20代から40代	○					記載なし	○					健康料理教室を年8回開催し参加者が時間内に調理ができる献立の再検討

ち、知的障害を含む障害児に関する論文は75編、大学生に関する論文は28編、直接発達障害者を支援していない論文は22編であった。また知的障害者や老年期対象の論文が3編あった。これらの論文の中から5編（森本・薬師寺ら2015；真鍋・山本ら2016；森本・薬師寺ら2016；藤田七海・宮岡佳子・加藤公一2018；森本・薬師寺ら2019）を抽出した。

抽出した研究は、5編であったが、実施主体が同じで毎年支援内容を改善したものが含まれている。よって実質的な支援主体は2つの教育機関と1つの医療機関で行われているものであった。検索した論文傾向として、子どもに関する研究が多くなされており、次に大学生に関するものが多かった。これは近年、教育現場において支援がなされるようになっており、知的障害を伴わない発達障害者が多いと推察される大学においても支援が浸透してきていると考えられる。このようにみると成人期の発達障害者への生活支援は少ない傾向にあると予測できる。

抽出した論文では、健康料理教室を実施した報告がなされていた（森本・薬師寺ら2015；真鍋・山本ら2016；森本・薬師寺ら2016；森本・薬師寺ら2019）。まず、教室が単発なものだけでなく、複数回実施されていた。また参

加者に対して、サポートの学生を配置し参加しやすい状況が作られていた。

医療現場でおこなわれていた支援は、精神科病院で成人発達障害専門プログラムを実施していた。このように専門職のいる環境では、より専門的な支援が可能であると言える。しかし、病院は日常生活から離れた特殊な空間であり、毎日の生活を営む場所には遠い。このことは日常生活スキルに対して支援を考えた場合、限界があると考えられる。

4-1 研究方法

日常生活スキルへの支援の現状と課題を明らかにするため、地域での一人暮らしを支援する先進地域での既存事業の取り組みを聞き取り、支援内容等の検証をおこなう。先進事例として横浜市の「自立生活アシスタント事業」を取り上げる。候補選定の理由として、2018年から全国展開が始まった「自立生活援助」事業が制度化されるにあたり国がモデルとした事業でありこと、さらに内山ら（2018）の研究に成人期の発達障害者に対する日常生活支援の取り組みとして、横浜市の事業が紹介されており「このようなサービスが全国で利用できることが

望まれる」と評価していることから、その事業の支援効果など信頼性が高いと考えられる。また2001年から事業実施していることから、支援の効果などデータが蓄積されていると予想できることから、課題の抽出が可能であると判断したことによるものである。ほかにも先進的な支援方法として横浜市の事例が報告されており（望月2016；森川2013）、地域での支援の取り組みの参考となると判断した。

4-2 横浜市「自立生活アシスタント事業」の概要

障害者の理解力、生活力を補うため「自立生活援助」²⁾が創設されたが、そのモデルとなった事業が、横浜市が実施している「自立生活アシスタント事業」とよばれるものである。この事業は、横浜市独自の事業で2001年に知的障害自立生活アシスタント事業として開始された。もともとは知的障害者の親亡き後について、国からの課題提言が始まりである。その後支援対象者を、2007年精神障害者、2010年に発達障害者と高次脳機能障害者と拡大していく。事業の目的は、横浜市の要綱によると「単身等生活する障害者の地域生活を維持すること」である。

支援対象者は、単身者又は同居家族の障害、高齢化、長期にわたる病気等で日常生活の支援を受けられない者、家族と同居又はグループホームに入居しているが、自立生活アシスタントの支援を希望しながら、単身生活等への移行を希望するものと定められている。この事業は、何らかの障害者手帳を所持していない場合においても利用は可能である。横浜市独自の支援制度であるため、実施事業所は、横浜市から委託を受けて事業をおこなっている。支援内容は大きく2つに分かれている。1つは訪問による生活支援である。これは利用者の生活の場に出向き、衣食住に関すること、健康管理に関すること、消費生活に関すること、余暇活動に関することへの支援である。2つ目は、コミュニケーション支援と呼ばれ、対人関係の調整と職場や通所先との連絡調整をおこなうものである。

自立生活アシスタント事業を受託している事業所は、2019年4月10日現在、市内の35ヶ所である。そのうち16ヶ所が知的障害者、18ヶ所が精神障害者、1ヶ所が高次脳機能障害を専門として担当している。支援する職員は、常勤でその内1名は、障害者の支援について5年以上の経験者が要件として定められている。

表2 障害種別支援概要

		療育手帳のみ	精神保健福祉手帳のみ	身体障害者手帳のみ	重複	なし
援助回数平均		8.1回	8.7回	9.3回	11.8回	7.4回
所要時間平均（1回あたり）		31.8分	24.3分	23.8分	33.1分	33.4分
援助方法	面接	5.70%	7.70%	1.70%	6.40%	12.10%
	電話	58.00%	66.10%	65.00%	60.70%	56.80%
	訪問	18.00%	17.20%	17.20%	16.50%	19.60%
	同行	17.10%	7.20%	7.20%	15.30%	10.60%
	カンファレンス	1.20%	1.80%	1.80%	1.20%	1.00%
援助内容	心理情緒	40.80%	34.00%	22.00%	49.20%	29.70%
	医療健康	23.70%	31.00%	1.10%	34.80%	22.50%
	消費生活	19.70%	21.00%	0.90%	24.20%	11.70%
	就労	10.40%	7.30%	0.20%	9.90%	10.00%
	衣食住	41.70%	32.60%	1.10%	24.80%	40.80%
	対人	9.20%	12.10%	0.50%	13.40%	5.90%
	余暇支援	2.80%	4.90%	0.10%	3.50%	1.90%

「障害者の一人暮らしを支えるための支援の実態把握に関する調査研究報告書」⁴⁾ から筆者作成

国の制度設計の具体的な検討に必要な基礎資料を得る目的のため、自立生活アシスタント事業の実態を把握した資料「障害者の一人暮らしを支えるための支援の実態把握に関する調査研究報告書」によると、利用者の状況について、利用者784名のうち、30代から50代が72%の割合を占める。障害について、知的障害52%、精神保健福祉手帳所持者48%、身体障害者8%である。その他として、手帳を所持していない利用者が含まれ、その割合は高い。同居家族の有無について、66%が単身者となっている。また、障害福祉サービスの未申請者が25%いる。

具体的な支援内容について、1ヶ月における1人あたりの支援回数は、8.8回/月となっており、電話やメールによる支援が61%、訪問による支援が17%であった。また1ヶ月における1人あたりの所要時間は、合計4時間14分/月であり、1回当たり28.9分である。援助の時間帯は、80%が日中の時間帯であった。

また報告書⁴⁾のヒアリングにおいて、「就労はできるが生活が成り立たない方が多い」との意見があった。

4-3 聞き取り調査の概要

横浜市は、「地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進するため」という目的で各区に精神障害者生活支援センターを設置している。発達障害が精神障害に含まれることから、精神障害者を担当し協力が得られた2つのセンターで聞き取りをおこなった。聞き取り調査は、令和元年6月16日におこなった。聞き取りした2つのセンターの概要は、表3のとおりである。調査対象センターは、他のセンターに比べ受託開始時期が古く事業実施期間が長期にわたっており、支援に関する技能や知識が蓄積していると想定し選定した。また自立生活アシスタント事業は、横浜市からの受託事業であるため、共通の事業仕様書をもとに業務を行うことになる。そのため各センター間において、基本的な支援内容に大きな相違はないと考えた。両センターとも横浜市の精神障害者生活支援センターを、指定管理方式で受託している。横浜市精神障害者生活支援センターでは、相談員を配置し必要な相談や情報提供をしている。また利用者の規則正しい生活のため、夕食・入浴・洗濯サー

表3 聞き取り調査対象センター概要

	Aセンター	Bセンター
母体	社会福祉法人	公益財団法人
設立	1981年	1909年
登録者数(H30年度)	911人	1248人
運営事業	生活保護施設 障害者支援施設 地域ケアプラザ 生活支援センター	病院 障害者支援施設 生活支援センター

ビスを実施している³⁾。

自立生活アシスタント事業で行われている実際の支援のうち、聞き取りした具体例を紹介する。利用者から申し込みがあると、自宅の状況を確認し、まずは一緒に生活課題を探し、自立生活アシスタント事業用の計画をひとりひとり作成していく。主に利用者から「部屋がガス臭いがどうしたらいいか」「季節に合った衣類を購入したい」「献立が決められない」「いつ掃除していいかわからない」「出かけたが電車に乗れない」など生活全般に関わる内容について、随時連絡が入る。その内容に対して、その都度話を聞き、助言や提案をおこない、「1ヶ月分の献立を一緒に考える」「一緒に買い物に行く」「一緒に電車に乗る」ことがおこなわれていた。Bセンターの職員は支援プロセスを「考える、提案する、実践する」と表現していた。表4にAセンター、Bセンターにおいて、自立生活アシスタント事業の担当職員が具体的な支援内容の例として話した内容をまとめた。「部屋がガス臭いがどうしたらいいか」「コンセントから異臭がする」などは、生活する中で突発的に起こる出来事だと言える。また体調不良も平常時とは違う出来事ととらえると、普段の生活では問題がないが、突然の出来事に対して支援が求められていると考えられる。また、「献立を決める」「家計簿をつける」「掃除の日を決める」は、生活の組み立てであり「郵便物の整理」や「役所への手続き」は経験不足から支援が必要になっていると考えられる。

この事業開始時に求められたニーズとして、これまで親が担ってきた日常生活の支援をおこなうものと横浜市は説明している。例を挙げると「精神的な支え」「生活全般の見守り」「本人の意思の代弁」「病気や怪我による通院や入院対応を含む健康管理」「余暇や地域活動への

表4 聞き取り内容のまとめ

	Aセンター	Bセンター
利用者の状況	行政関係からの依頼が多い。ホームページで調べ当事者が自分で依頼してくることもある。	区役所のワーカーからの紹介が多い。
利用者に対するアセスメント	専用のアセスメントシートはない。面談後、自宅を訪問し生活課題を把握する。	ワーカーから利用者のフェイスシートが送られてくる。専用のアセスメントシートはない。
具体的な相談及び支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から電話がかかってくることが多い。 ・生活上の不安、体調不良の心理的フォロー。 ・部屋がガス臭いがどうしたらいいか。 ・今の場所から引越したい⇒転居したい理由の確認と具体的な費用等の確認をおこなう。 ・電気のコンセントから異臭がする。 ・季節に合う服を購入したい⇒一緒に買い物に行く。 ・電車に乗って出かけたい⇒行き先の提案や助言を行う。一緒に電車に乗る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に実践してみる。まずは考えるそして提案する、提案を実践する。 ・一緒に掃除する。 ・一緒に買い物をする。 ・1ヶ月の夕飯の献立を立てる。 ・いつ掃除をするか掃除の日をきめる。 ・家計簿を一緒につける。 ・郵便物の整理。 ・役所への手続き。 ・ストレスが高じた時に、話を聞くなど心理的支援をする。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との関係が近くなりすぎると、支援者に依存してしまう。 ・支援者が生活課題と思っても、本人が思っていない時は支援できない。 ・支援者が自立生活アシスタント事業の職員の場合、できることが限られてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と依存関係になりやすいこと。 ・支援者が自立生活アシスタントだけだと、相談先がない。 ・病状が不安定になると、利用者との関係が作れなくなってしまうこと。

支援」と、従来同居している親の役割と考えられてきたものと表現している。つまり日常生活において親の役割は種々あるが、本人ができない時には親が本人に代わり代行してきたものであるといえる。しかし親亡き後にそれを支援してくれる資源がない。そのため親亡き後に単身生活へ移行できるように、自立生活アシスタント事業が始まったのである。

望月（2016）は、自立生活アシスタント事業の特徴を「困った時にSOSを発信できる先がある関係性」と述べている。生活での困ったことを一緒に考えてくれる支援者がいる環境は、親亡き後において重要な安心感である。このことは横浜市が狙いとした親が担ってきた日常生活支援を地域でおこなうという目的を、一定水準で果たしていると考えられる。特に一人暮らしの障害者にとって、生活機器の不具合や病気など生活の中で起こる突発的な出来事は、大きな不安をもたらすだろう。

それに対し計画的にスケジュールリングされたヘルパー派遣では、柔軟な対応が難しい。また毎日の生活の中で、いつどのように家事をおこなうかなど生活の組み立てをすることは、ヘルパー業務に含まれない。さらに郵便物の整理や役所での手続き方法、電車の乗り方や季節の衣

類の買い方など、利用者の経験不足からくる困りごとは、利用者が実際に体験、スキルを身につけていくことが必要である。しかし発達障害の特性である実行機能に苦手さがあることにより、体験を促す言葉がけでは自分だけで行うことは困難であると予測できる。よって支援者と一緒に関わりを持ちながら、何度も体験できるようにする必要はある。

しかし現行のヘルパー派遣は、自宅でのサービスが基本であること、スキルを習得するようなサービスメニューがないことから、体験を共に行うことは難しいと言える。既存のサービスでは、突発的に起こる出来事や日常生活の組み立て支援、一緒に体験しスキルを身につける支援は難しいことから、横浜市の自立生活アシスタント事業は、いわば制度の隙間をうめる支援だと言える。

事業の課題について、Aセンター、Bセンターとも利用者との関係性と単体機関での支援の限界をあげていた。つまり利用者との関係性では、依存傾向であること、支援機関が自立生活アシスタント事業のみである場合、他に相談先がないことによりますます依存関係になりやすくなると言える。このことは親が担ってきた日常生活の支援のため、不安などの心理的支援を含むことや買い

物や通院同行などとも行動する機会があり、関わりも深くなることから、利用者と支援者との距離が近くなってしまふ原因があると考えられる。さらに、利用者を支える関係機関がない場合、自立生活アシスタント事業の職員への依存が大きくなることも想像できる。また一口に日常生活と言ってもその範囲は広く、どのような方法が正解か曖昧になる要素が大きい。そして利用者の課題抽出のための共通したアセスメントツールがなく、支援者側の支援スキルや価値観などが大きく影響してしまう可能性が高いと考えられる。

5 おわりに

発達障害は、コミュニケーションや社会性に特性があるだけでなく、日常生活スキルにも影響を及ぼす。日常生活スキルが低いことは、就労時や就労継続していく上で大きな問題を生じている。特に知的障害を伴わない場合、本人や周囲が障害特性に気が付かず、二次障害の発生や引きこもりなど不適応な状態になる可能性が高い。特に就労などライフステージが変わる時のつまずきは注意が必要である。

本稿は、発達障害者に対する日常生活スキルへの支援について、既存の事業である横浜市自立生活アシスタント事業について、実際の支援状況を聞き取り、課題を抽出することを目的とした。この結果、抽出した課題である利用者と支援者の関係が依存的になりやすいことや、利用者の課題抽出のためのアセスメントシートがなく支援者の支援スキルや価値観が影響する可能性があることがわかった。現地の支援機関であるセンターでは、要綱に基づき経験のある職員を支援者の中心に配置し、利用者が自ら対応に困っている日常生活上に起こる突発的な出来事に対応しながら、随時日常生活支援をおこなっていた。利用者との関係が依存的になりやすいことや、支援者側のスキルが発達障害者への日常生活スキル向上にどのように影響するのか、さらに分析が必要である。また自立生活アシスタント事業をモデルとし、国が全国展開した「自立生活援助」事業が始まっている。今後は2つの事業を比較検討することで、横浜市での課題がどのように解消されているのか、他地域での支援状況や新たな課題の整理が可能になると考えられる。

な課題の整理が可能になると考えられる。

謝 辞

お忙しい中調査にご協力いただきました横浜市の2つのセンターの職員の方々にこの場をかりて感謝申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai.../0000176728.pdf>
- 2) 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html
- 3) 横浜市
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/madoguchi/kokoro/mado2.html>
- 4) 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
障害者の一人暮らしを支えるための支援の実態把握に関する調査研究報告書

参考文献

- 井口修一・齋藤友美枝 (2014) 「地域障害者職業センターにおける発達障害者の就労支援について—職業リハビリテーションの立場から—」『LD研究』23(4): 400-406
- 市村たづ子 (2014) 「発達障害者の職業的自立を考える」『LD研究』23(4): 420-426
- 井上菜穂・松本泰子・山口武視 (2017) 「自閉症スペクトラム障害のある大学生の就労支援の一例」『教育研究論』7: 63-69.
- 内田亜由美・田邊恭子・椎名明大・ほか (2016) 「青年期広汎性発達障害患者に対する集団認知行動療法の就労支援効果に関する試み」『臨床精神医学』45(3): 357-365.
- 内山登紀夫・川島慶子・福留さとみ・ほか (2018) 「大人の発達障害の課題と支援—中年期から老年期まで視野に入れて—」『LD研究』27(1): 40-46.
- 梅永雄二 (2018) 「発達障害の人が大人になって幸せになるために—ライフスキルの支援を—」『LD研究』27(1): 2-8.
- 梅永雄二 (2017) 「発達障害者の就労上の困難性と具体的対策—ASD者を中心に—」『日本労働研究雑誌』685: 57-68.
- 梅永雄二 (2015) 「15歳までに始めたい! 発達障害の子のライフスキルトレーニング」株式会社講談社: 10
- 大川浩子・本多俊紀 (2016) 「就労継続を目的としたプログラムの実践」『北海道文教大学研究紀要』40: 101-107.
- 小笠原哲史・村山光子 (2017) 「大学における発達障害学生の就労支援に関する課題と今後の展開」『明星大学発達支援センター紀要』2: 53-68.
- 来住由樹 (2017) 「発達障害における青年期、成人期での精神科医療ニーズ、危機介入、継続支援の実際」『日社精医誌』26: 48-53.

- 工藤陽介 (2017) 「発達障害学生における自己評価変容パターンについての検討—就労体験による自己評価と他者評価の比較を通じて—」『明星大学発達支援研究センター紀要』2: 25-37.
- 窪貴志 (2016) 「発達障がい学生へのキャリア支援と企業での戦力化に向けた取組」『産業ストレス研究』23: 297-300.
- 熊谷恵子 (2016) 「発達障害青年に対する教育的視点からの社会的支援」『思春期学』34(1): 40-44.
- 黒木八恵子・山根正夫・酒井一栄・ほか (2013) 「高機能発達障害者のソーシャルスキルの変化を促すプログラムに関する研究—当事者会活動(ソーシャルクラブ)の効果—」『特別支援教育センター研究紀要』5: 1-8.
- 黒田小夜子 (2016) 「就労支援の立場から: 発達障害の早期の就労実現に向けて」『コミュニケーション障害学』33: 54-59.
- 桑田良子・渡邊章 (2015) 「発達障害者・知的障害者が働き続けるために必要な要因の検討—思春期のキャリア教育を考える前段階として—」『植草学園大学研究紀要』7: 56-67.
- 小林真 (2015) 「発達障害のある青年への支援に関する諸問題」『教育心理学年報』54: 102-111.
- 志賀利一 (2014) 「発達障害者の就労支援」『精神科治療学』vol. 29: 223-225.
- 志賀利一 (2012) 「知的障害を合併しない発達障害者の就労支援の課題」『「自閉症スペクトラム研究」』9: 35-44.
- 宋知潤・松久真実・高瀬智恵・ほか (2015) 「発達障害学生の就労体験における実践的体験」『ブール学院大学研究紀要』56: 321-333.
- 武部正明・藤野博 (2018) 「自閉症スペクトラム障害児者の日常生活スキルに関する研究動向と課題」『東京学芸大学紀要, 総合教育科学科』62(2): 285-297.
- 田中康雄 (2014) 「ADHDのライフサイクルに沿った治療・支援のあり方」『小児科診療』77(12): 59-64.
- 中川栄二 (2017) 「睡眠関連疾患と発達障害」『睡眠医療』: 11(2): 237-244.
- 中田洋二郎 (2018) 「子どもの発達障害を親はいかに受容するか」『教育と医学』5, 368-376.
- 中山忠政 (2006) 「発達障害者支援法野制定—制定の経緯と今後の課題—」『小児保健研究』65(1): 67-72.
- 西村浩二 (2015) 「発達障害支援センターにおける就労相談の現状」『職業リハビリテーション』29(1): 23-27.
- 日本自閉症協会 (2006) 『自閉症ガイドブック 成人期編』
- 日本発達障害者学会 (2012) 『発達障害支援ハンドブック』株式会社金子書房
- 布川友章・村山光子 (2017) 「高等教育における発達障害のある学生の支援とスキルトレーニングの指導領域の報告」『明星大学発達支援研究センター紀要』2: 83-89.
- 萩原拓・鈴木勝昭・肥後祥治・ほか (2014) 「専門支援機関における成人期以降の発達障害者/その家族の相談状況および生活スキルの支援に関する実態調査」『厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書: 成人期以降の発達障害者の相談支援・居住空間・余暇に関する現状把握と生活適応に関する支援についての研究』: 45-58
- 肥後祥治・岸川朋子 (2014) 「成人期の発達障害者に対する地域生活支援の実践における成果と課題」『厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書: 成人期以降の発達障害者の相談支援・居住空間・余暇に関する現状把握と生活適応に関する支援についての研究』: 31-35.
- 平岩幹男 (2015) 『自閉症・発達障害を疑われたとき・疑ったとき』合同出版株式会社: 116-122.
- 広野ゆい (2016) 「大人の発達障害の就労の現状と合理的配慮—当事者の立場から—」『産業ストレス研究』23: 301-306.
- 藤里智子 (2016) 「発達障がいを抱える労働者支援の課題と対応—企業内保健師および心理士としての支援事例より—」『産業ストレス研究』23: 313-316.
- 藤田七海・宮岡佳子・加藤公一 (2018) 「成人発達障害専門デイケア参加が成人発達障害患者に与える影響」『跡見学園女子大学文学部紀要』53: 277-286.
- 星野仁彦 (2017) 「発達障害に気づかれない大人たち」『教育と医学』2: 1052-1059.
- 本田秀夫 (2017) 「大人になった発達障害」『認知神経科学』19(1): 33-39.
- 松尾裕美・堀井麻千子・佐藤郁・ほか (2015) 「精神科デイケアにおける成人広汎性発達障害を対象としたグループ活動の試み」『九州神経精神医学』61(3-4): 155-165.
- 真鍋芳江・山本由理, 三宅夕貴・ほか (2016) 「広汎性発達障害青年を対象にした健康料理教室の運営」『中国学園紀要』15: 51-57.
- 宮本みち子 (2015) 「若者無業者と地域若者サポートステーション事業」『季刊・社会保障研究』51(1): 18-28.
- 武藤香織 (2015) 「発達障害者支援の状況—京都障害者職業センターにおける取組状況—」『職業リハビリテーション』29(1): 47-51.
- 望月明広 (2016) 「新たなサービスで一人暮らしを希望する障害者の地域生活を支援する—横浜市障害者自立生活アシスタント事業の実践から—」『精神障害とリハビリテーション』20(2): 122-127.
- 森本恭子・薬師寺明子・曾我郁恵・ほか (2015) 「健康料理教室を通じた発達障害者に対する社会的支援に関する研究」『美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所所報』12: 7-11.
- 森本恭子・薬師寺明子・曾我郁恵・ほか (2016) 「健康料理教室を通じた発達障害者に対する社会的支援に関する研究」『美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所所報』13: 20-24.
- 森本恭子・薬師寺明子・曾我郁恵・ほか (2019) 「健康料理教室をととした発達障害者に対する社会的支援に関する研究」『美作大学・美作大学短期大学部地域生活科学研究所所報』15: 17-20.
- 八木成和 (2016) 「男子大学生の大学生活への適応に関する研究—対人関係の困り感と適応感, 自尊感情との関連—」『四天王寺大学紀要』62: 163-173.
- 山岡誉 (2019) 「障害者の就労支援について—地域に密着した就労支援センターの活動から—」『こころの健康』33(2): 9-14.
- 山本佳奈 (2015) 「若者支援機関における発達障害者の就労支援の現状」『職業リハビリテーション』29(1): 34-40.
- 横浜市健康福祉局障害福祉部 (2016) 「横浜市障害者自立生活ア

シスタント事業要綱」
渡辺隼人・蒔苗詩歌・室橋春光（2017）「発達障害を持つメンバー
との長期にわたる関わり」『子ども発達臨床研究』9:41-45.

日本学生支援機構（2018）大学，短期大学及び高等専門学校にお
ける障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書